

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省名	ページ
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（5件）	農林水産省林野庁	1～14
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（6件）	農林水産省林野庁	
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（2件）	農林水産省林野庁	15～26
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（1件）	農林水産省	—
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し（5件）	厚生労働省	27～31
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（1件）	厚生労働省	32
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（1件）	厚生労働省	33
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（17件）	厚生労働省	34～44

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会  
ヒアリング資料

# 保安林制度に関する提案について

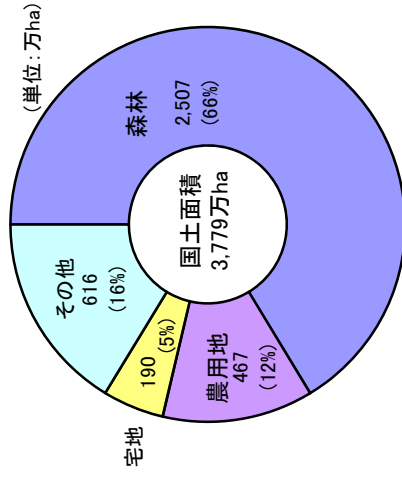
## I 指定・解除権限

林野庁森林整備部治山課

# 1 日本の森林の現状と特色

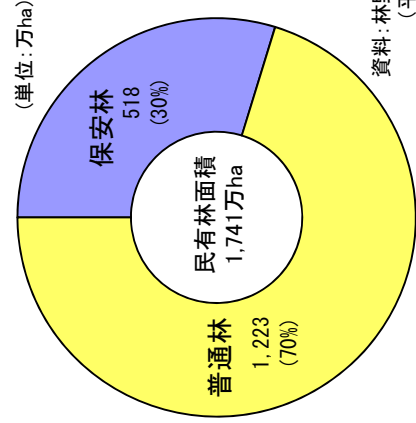
- 我が国は国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約2/3を森林(約25万km<sup>2</sup>)が占める世界有数の森林国。
- 森林の約7割(約17万km<sup>2</sup>)は民有林(公有林+私有林)。このうち約3割が保安林に指定。
- 日本の国土は険しい山地が占め、河川は他国と比較して急勾配。
- 近年、1時間降水量80mm以上の集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、山地災害の発生リスクが上昇。

## ■ 国土面積の内訳



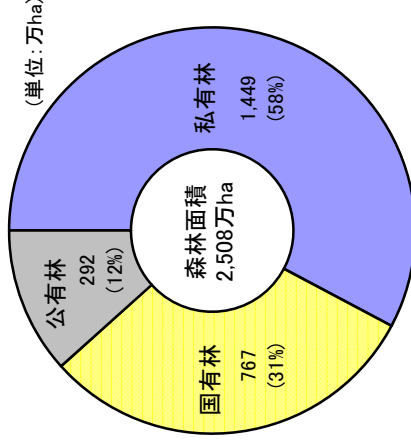
資料: 国土交通省「平成23年度土地に関する動向」  
(国土面積は平成22年末現在)

## ■ 民有林面積の内訳



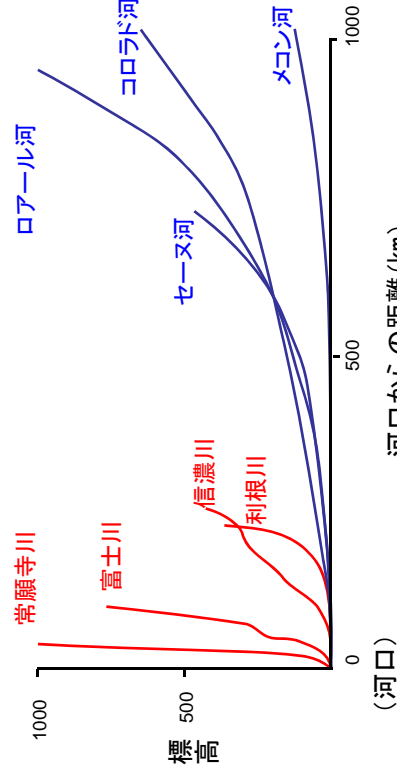
資料: 林野庁山課業務資料  
(平成25年3月31日現在)

## ■ 森林面積の内訳



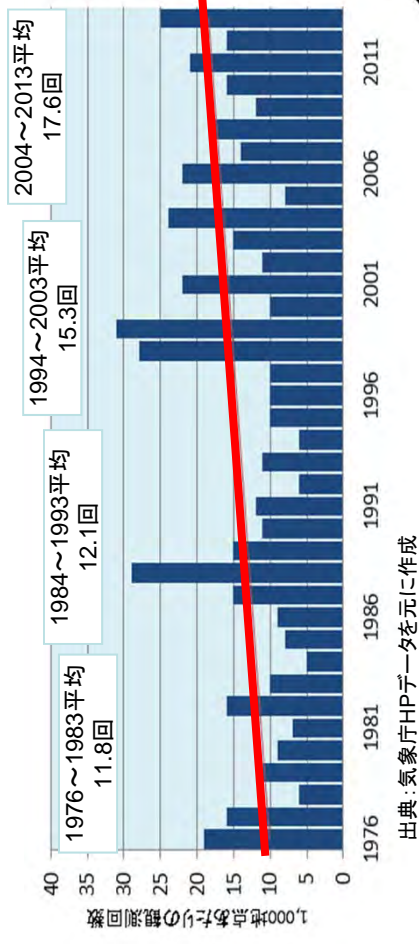
資料: 林野庁「森林資源の現況」  
(平成24年3月31日現在)

## ■ 急峻な地形



河口からの距離 (km)  
河川延長と勾配 (1972 山本)

## ■ 1時間降水量80mm以上の発生回数

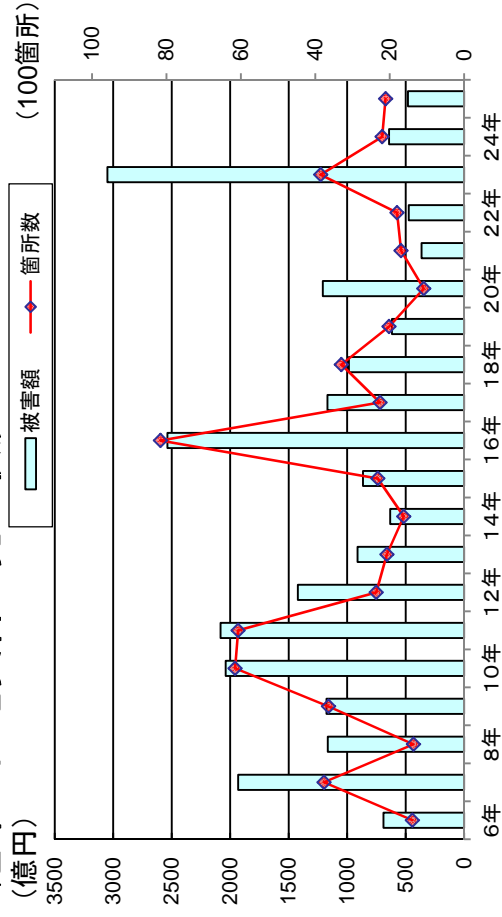


出典: 気象庁HPデータを元に作成

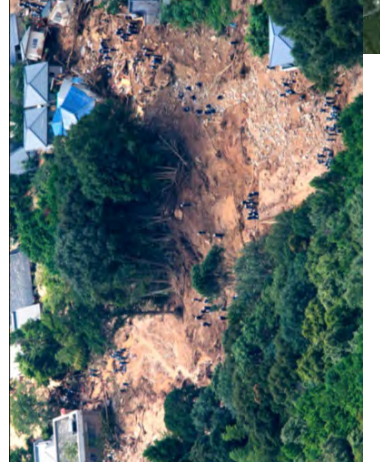
## 2 近年の山地災害発生状況

- 我が国の森林は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、集中豪雨や地震等が頻発することから、毎年各地で人的被害や家屋等への被害を伴う山地災害が発生。
- 平成元年以降、年平均発生箇所数は約3,700箇所。災害発生件数及び発生地域が毎年大きく変動することが特徴。
- 災害が発生すれば、その影響は、国民の生命・財産に及び、また、行政区界等を超えて広域に及ぶ。

### ■ 近年の山地災害の発生状況



### ■ 災害の発生状況の事例



広島県広島市 (H26.8.19発生豪雨災害)  
→ 死者72名、行方不明者2名、負傷者44名、住宅被害416棟



岩手県雫石町 (H25.8.9発生豪雨災害)  
→ 秋田新幹線及び国道46号線が不通



島根県津和野町 (H25.7.28発生豪雨災害)  
→ 行方不明者1名、住宅全壊2棟



長野県南木曽町 (H26.7.9発生台風第8号災害)  
→ 死者1名、JR中央線、国道19号が不通



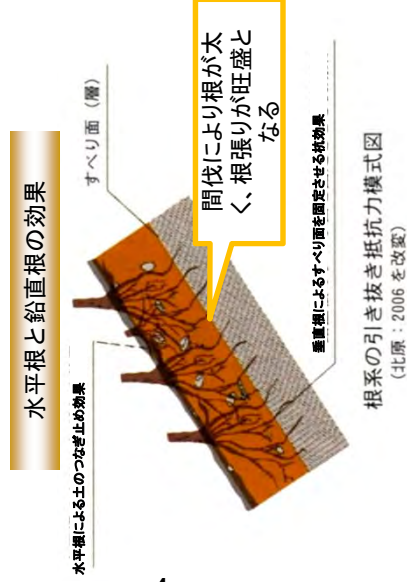


# 3 森林の公益的機能

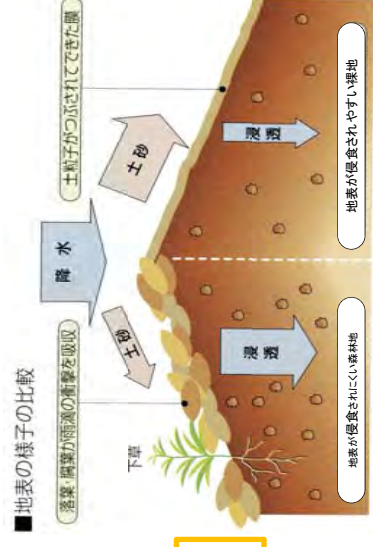
- 森林は、山地災害の防止、洪水の緩和、水資源の涵養、生活環境の保全などの多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要。
- 国民が期待する森林の働きは、災害防止、温暖化防止、水資源涵養が上位。
- 森林の災害防止機能が発揮されず、災害がひとたび発生すれば国民の生命・財産に直接影響するとともに、交通や物流の遮断等により国民生活や経済活動に広範囲に影響。

## ■ 森林の公益的機能

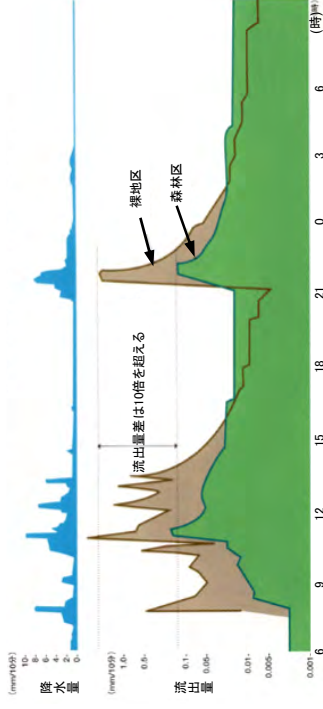
### 【表層崩壊防止機能】



### 【表面侵食防止機能】

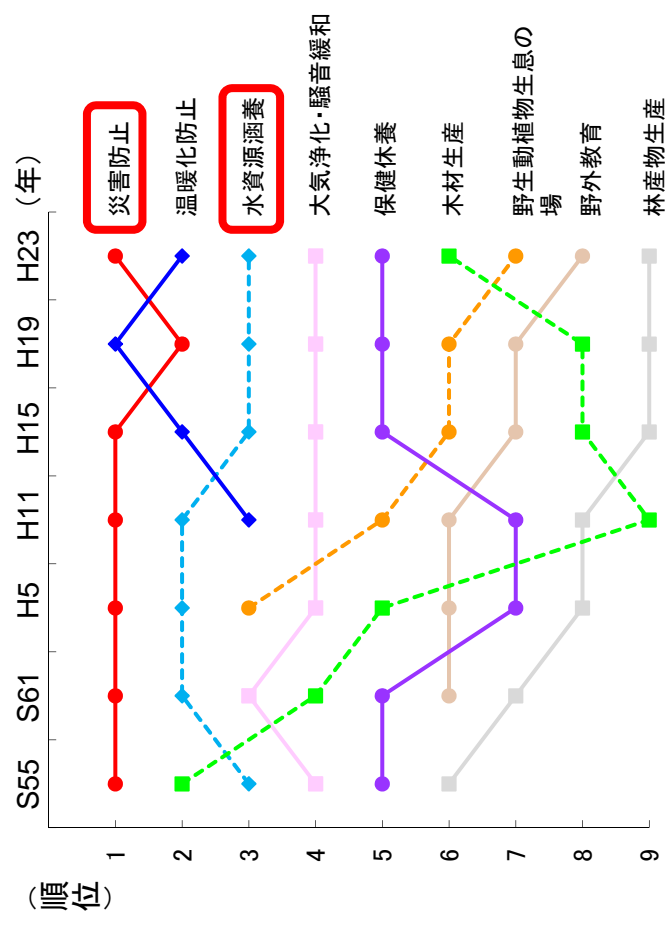


### 【洪水緩和機能】



出典：福嶋義宏「田上山地の裸地斜面と植栽知者面の雨流水出解析」(1977)

## ■ 国民が期待する森林の働き



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどり」と木に関する世論調査(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

# 4 保安林制度の概要

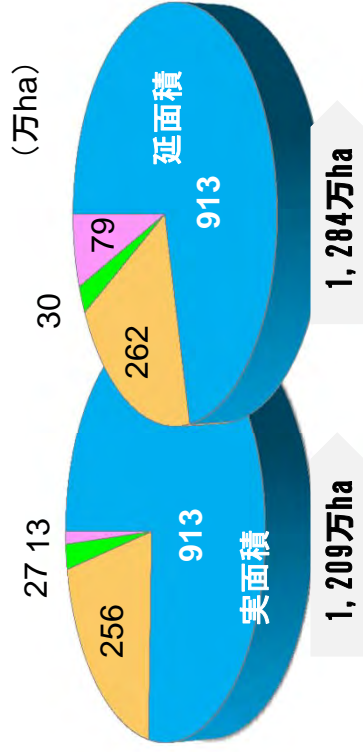
- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的の達成のために必要な森林について、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定。
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件(指定施業要件)を定め、伐採制限や転用の規制等の制約を課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。

## ■ 保安林の種類

- (1号) 水源かん養、(2号) 土砂流出防備、
- (3号) 土砂崩壊防備、
- (4号以下) 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致

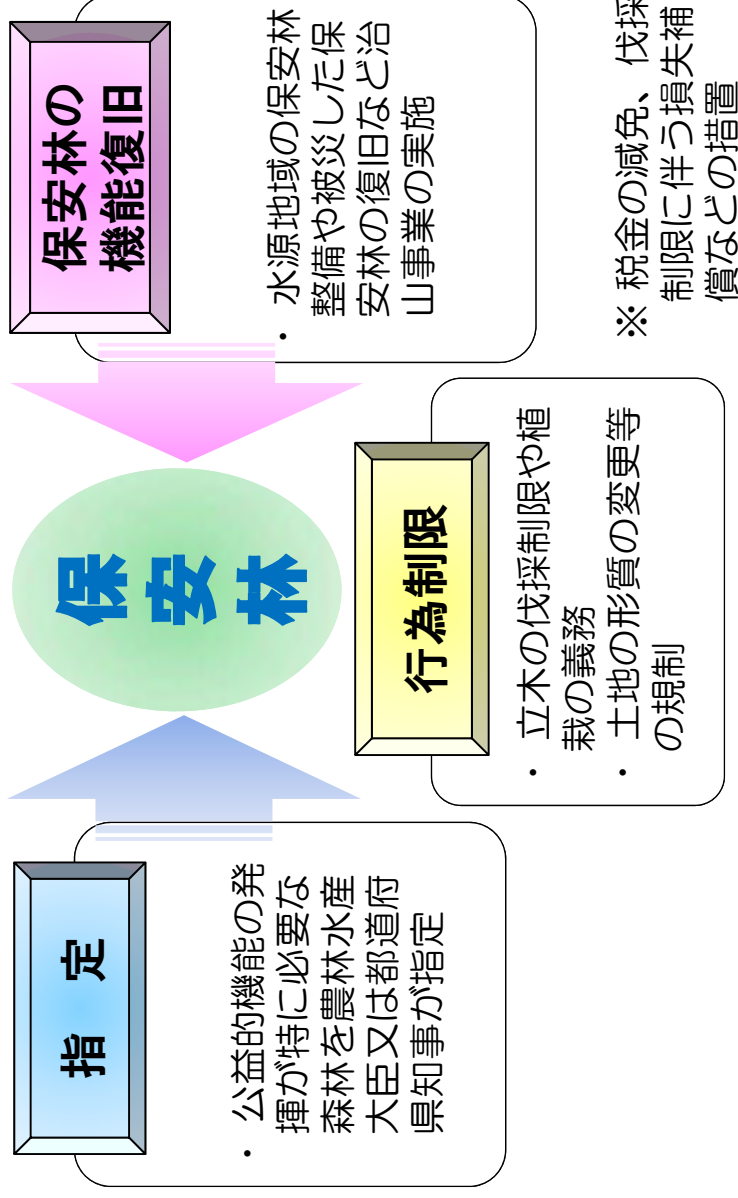
以上、17種

## ■ 保安林指定面積



- 水源かん養
- 飛砂・防風・干害防備等
- 土砂流出・土砂崩壊
- 魚つき・保健等

## ■ 保安林制度の体系



## 5 保安林の指定・解除に関する国と都道府県の役割分担

- 保安林の指定・解除に関する権限・事務は、国と都道府県とで役割分担。
- 1～3号保安林(1号:水源かん養保安林、2号:土砂流出防備保安林、3号:土砂崩壊防備保安林)は、その指定の目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ保安林。
- 重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域。

### 保安林の指定・解除に関する権限・事務区分

保安林の区分		権限・事務区分
民有林	1～3号	重要流域
		重要流域以外
	4号以下	都道府県知事 (法定受託事務)
国所有林		都道府県知事 (自治事務)
		農林水産大臣

## 6 地方分権改革におけるこれまでの議論

### 1. 地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。
- ② 2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなす。

**重要流域以外の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県へ移譲すると共に、機関委任事務であった4号以下の保安林に関する事務を『自治事務』とした。**

### 2. 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日)

- ① 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、原則として都道府県に移管する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行う。
- ② 保安林の指定・解除については、一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。

### 3. 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)

- ① 移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)に基づくものとする。
- ② なお、具体的な移譲の対象については、個別の協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

**地方分権改革推進要綱では、一級河川の都道府県への移管に合わせた保安林指定・解除権限の都道府県への移譲が明記されたが、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、河川のみについて記述。**



# 7 保安林解除手続と期間

## 農林水産大臣権限の場合

事前相談

保安林解除申請書  
(申請者)

調査等  
(2ヵ月)

解除申請書進達  
(都道府県知事)

審査(3ヵ月)

解除予定通知  
(農林水産大臣)

告示の準備  
(2週間)

解除予定告示  
公告・縦覧(40日)  
(都道府県知事)

告示の準備

解除確定告示  
(農林水産大臣)

手続期間  
5.5ヵ月

## 都道府県知事権限の場合

事前相談

保安林解除申請書  
(申請者)

審査・告示の準備  
(3ヵ月)

手続期間  
3ヵ月

解除予定告示  
公告・縦覧(40日)  
(都道府県知事)

告示の準備

解除確定告示  
(都道府県知事)

※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

# 8 地方からの提案に対する当庁の考え方

(保安林指定・解除権限の移譲)

## (1) 提案に対する基本的な考え方

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- ② このうち、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当。
- ③ その一方で、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月閣議決定)」を踏まえ、個別の一級河川の移譲の議論が完了したことから、当該水系を重要流域の指定から外すこととしており、当該流域に係る保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなる。

## (2) 地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① **大臣権限の保安林は、その解除に時間がかかる。**  
⇒ 国の審査に係る標準処理期間を3カ月と定めており、平均処理期間は91.6日。全案件の約6割は45日以内で処理を完了している(申請者による補正期間を含めた平成24年度の実績値)。
- ② **道路改良等の軽微な解除であっても、大臣権限保安林の解除は事務手続の手間がかかる。**  
⇒ 道路の新設又は改良に係る保安林解除申請については、書類の簡素化を措置している。
- ③ **知事権限保安林と審査基準が同じであるため、県において審査可能。**  
⇒ 国の審査過程においては、解除要件を満たしていないこと等により補正が必要となる案件が多く、国による厳密な審査の重要性は高い。
- ④ **保安林解除手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。**  
⇒ 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後の保安林解除申請を可能としている。

# (参考) 保安林制度における国と都道府県の役割分担

## 保安林整備計画流域一覧表

1	渡島地区	41	名取川	81	庄川	121	加古川～揖保川	161	吉田川～厚東川	201	駅館川～大分川
2	檜山地区	42	阿武隈川	82	庄川～石川県境	122	揖保川	162	厚東川～佐波川	202	大分川
3	尻別川	43	米代川～雄物川	83	能登地区	123	千種川	163	佐波川～錦川	203	大野川
4	積丹地区	44	雄物川	84	能登地区～手取川	124	円山川	164	錦川	204	番匠川
5	胆振地区	45	子吉川	85	手取川	125	円山川～鳥取県境	165	島しよ(山口県)	205	北川
6	鶴川	46	秋田県境～最上川	86	手取川～福井県境	126	淡路地区	166	吉野川	206	五ヶ瀬川
7	沙流川	47	最上川	87	九頭竜川	127	紀ノ川	167	吉野川～那賀川	207	耳川
8	日高地区	48	荒川	88	九頭竜川～京都府境	128	有田川	168	那賀川	208	一ツ瀬川
9	石狩川	49	最上川～新潟県境	89	富士川	129	日高川	169	那賀川～高知県境	209	大淀川
10	厚田地区	50	宮城県境～講戸川	90	矢作川	130	富田川	170	香川地区	210	大淀川～鹿児島県境
11	留萌地区	51	講戸川～夏井川	91	庄内川	131	白鷹川	171	香川県境～加茂川	211	川内川
12	天塩川	52	夏井川～茨城県境	92	木曾川	132	古盛川	172	加茂川～重信川	212	川内川～甲突川
13	十勝川	53	久慈川	93	南伊豆地区	133	千代川	173	重信川	213	甲突川～本城川
14	広尾地区	54	阿賀野川	94	北伊豆地区	134	天神川	174	脇川	214	本城川～肝属川
15	阿寒川	55	福島県境～久慈川	95	富士川～安倍川	135	日野川	175	脇川～高知県境	215	肝属川～宮崎県境
16	釧路川	56	那珂川	96	安倍川	136	鳥取県境～斐伊川	176	島しよ(愛媛県)	216	島しよ(鹿児島県)
17	根室地区	57	那珂川～利根川	97	安倍川～大井川	137	斐伊川	177	四万十川～愛媛県境	217	沖繩
18	斜里地区	58	利根川	98	大井川	138	斐伊川～江の川	178	四万十川	218	島しよ(沖縄県)
19	網走川	59	信濃川	99	大井川～天竜川	139	江の川	179	四万十川～仁淀川		
20	常呂川	60	荒川	100	天竜川	140	江の川～高津川	180	仁淀川		
21	湧別川	61	利根川～夷隅川	101	天竜川～愛知県境	141	高津川	181	物部川		
22	渚滑川	62	加茂川～養老川	102	渥美地区	142	島しよ(島根県)	182	物部川～徳島県境		
23	宗谷地区	63	養老川～江戸川	103	豊川～矢作川	143	兵庫県境～吉井川	183	山国川		
24	秋田県境～岩木川	64	多摩川	104	内知多地区	144	吉井川	184	山国川～遠賀川		
25	岩木川	65	島しよ(東京都)	105	庄内川～木曾川	145	旭川	185	遠賀川		
26	岩木川～駒込川	66	多摩川～相模川	106	愛知県境～鈴鹿川	146	旭川～高梁川	186	遠賀川～佐賀県境		
27	駒込川～奥入瀬川	67	相模川	107	鈴鹿川	147	児島地区	187	矢部川		
28	下北地区	68	相模川～酒匂川	108	鈴鹿川～宮川	148	高梁川	188	筑後川		
29	奥入瀬川～五戸川	69	酒匂川	109	宮川	149	高梁川～広島県境	189	川上川		
30	馬淵川	70	酒匂川～静岡県境	110	宮川～熊野川	150	芦田川	190	川上川～長崎県境		
31	新井田川	71	山形県境～荒川	111	熊野川	151	芦田川～沼田川	191	佐賀北部		
32	青森県境～小本川	72	信濃川～関川	112	淀川	152	沼田川	192	佐賀県境～川棚川		
33	小本川～閉伊川	73	関川	113	由良川	153	沼田川～黒瀬川	193	中半島部		
34	閉伊川	74	姫川	114	由良川～兵庫県境	154	黒瀬川～太田川	194	島しよ(長崎県)		
35	閉伊川～宮城県境	75	佐渡地区	115	神崎川	155	太田川	195	菊池川		
36	米代川	76	新潟県境～黒部川	116	大和川	156	太田川～山口県境	196	白川		
37	北上川	77	黒部川	117	大和川～和歌山県境	157	島しよ(広島県)	197	緑川		
38	岩手県境～北上川	78	黒部川～常願寺川	118	武庫川	158	島根県境～橋本川	198	球磨川		
39	鳴瀬川	79	常願寺川	119	大甲地区	159	橋本川	199	島しよ(熊本県)		
40	鳴瀬川～名取川	80	神通川	120	加古川	160	橋本川～吉田川	200	山国川～駅館川		

凡例

重要流域  
(農林水産大臣権限)

重要流域以外  
(都道府県知事権限)

重要流域: 122流域

重要流域以外: 96流域

# 保安林制度に関する提案について

---

## Ⅱ 解除に係る大臣同意



## 9 保安林制度における大臣同意協議の対象

○ 都道府県知事権限の保安林の解除において、農林水産大臣の同意が必要となるのは、以下の2とおり

- (1) 重要流域以外の1～3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合
- (2) 過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

保安林解除に農林水産大臣の同意が必要な場合

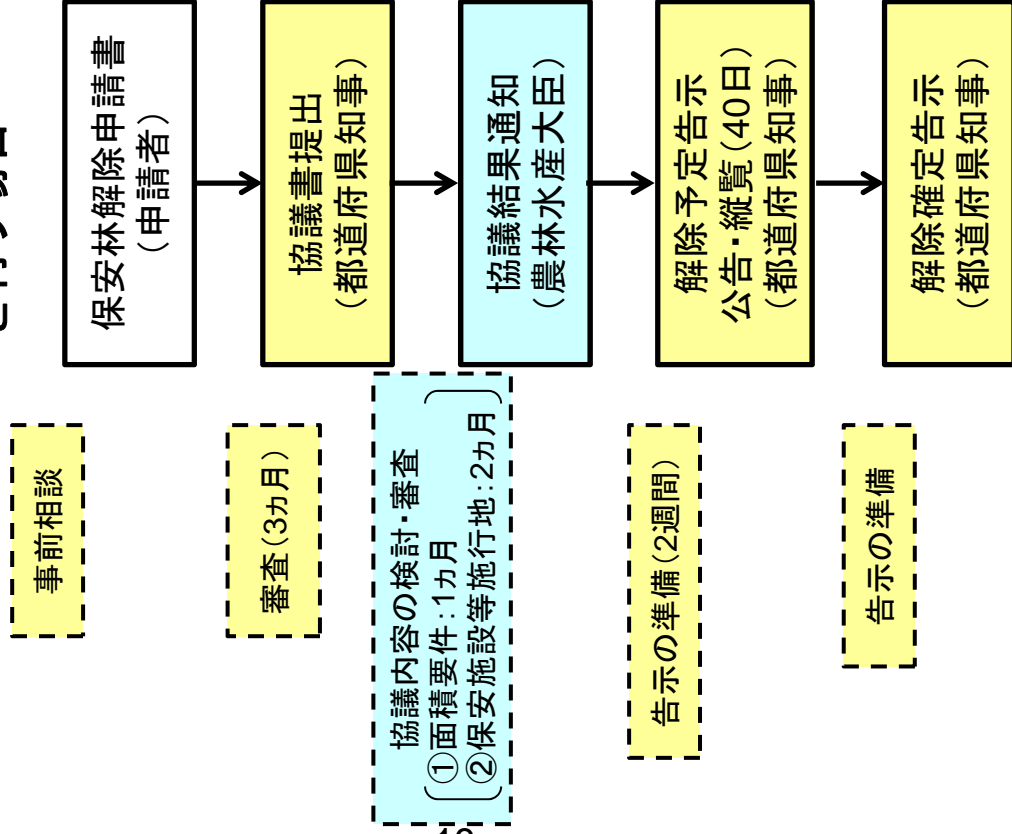
保安林の区分		権限・事務区分	
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域以外	都道府県知事 (法定受託事務)
	4号以下		都道府県知事 (自治事務)
国有林			農林水産大臣

①解除面積が一定規模以上の場合(※)
②保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

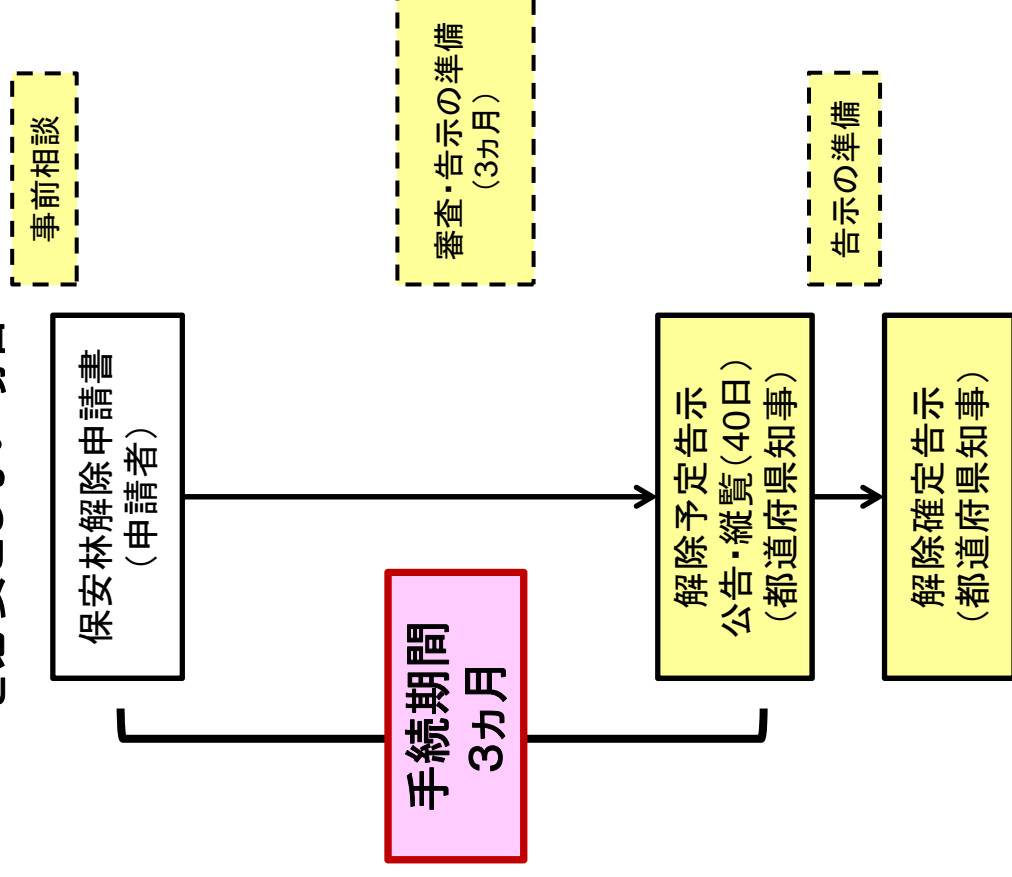
※ 一定規模とは、指定理由の消滅による解除の場合は1ha以上、公益上の理由による解除の場合は5ha以上をいう。

# 10 保安林解除に係る大臣同意手続と期間

## 農林水産大臣同意協議 を行う場合



## 農林水産大臣同意協議 を必要としない場合



手続期間  
①4. 5カ月  
②5. 5カ月

手続期間  
3カ月

※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

# 11 地方からの提案に対する当庁の考え方 (大臣同意の廃止)

## (1) 重要流域以外の1～3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- ② 一定面積以上の森林の開発では、土砂の流出等の問題発生率が上昇する傾向があることから、重要流域以外であっても、国が広域的な観点から保安林解除の妥当性を審査する必要がある。また、該当する案件数は、平成23年度以降で全国8件にとどまっており、大臣権限の保安林解除事務を通じて事例を集積している国による審査は、一定面積以上の開発に内包する危険性を低減する意味において有効。

## (2) 過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

- 保安施設事業等は、国民の生命・財産・社会経済活動を守ることを目的とし、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で国費を投入して実施するものである。  
このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、全国的見地から国民の安全が等しく確保されるよう、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要。

## (3) 地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① 国の同意協議により、保安林解除に時間がかかる。

⇒ 国における標準処理期間を定めており、ほぼ全ての案件をその期間内で処理。標準処理期間が2ヵ月と定められている保安施設事業等施行地に係る解除案件についても、1ヵ月以内に処理を行っている。

- ② 形式的な同意協議は不要。

⇒ 同意協議においても、解除要件の内容に関する審査を行っている。解除要件である「事業実施の確実性」に関する補正が必要となつた事例もあり、形式的な審査ではない。

- ③ 大臣同意手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。

⇒ 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後に保安林解除申請を行うことが可能。

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会  
ヒアリング資料

# 地域森林計画の策定について

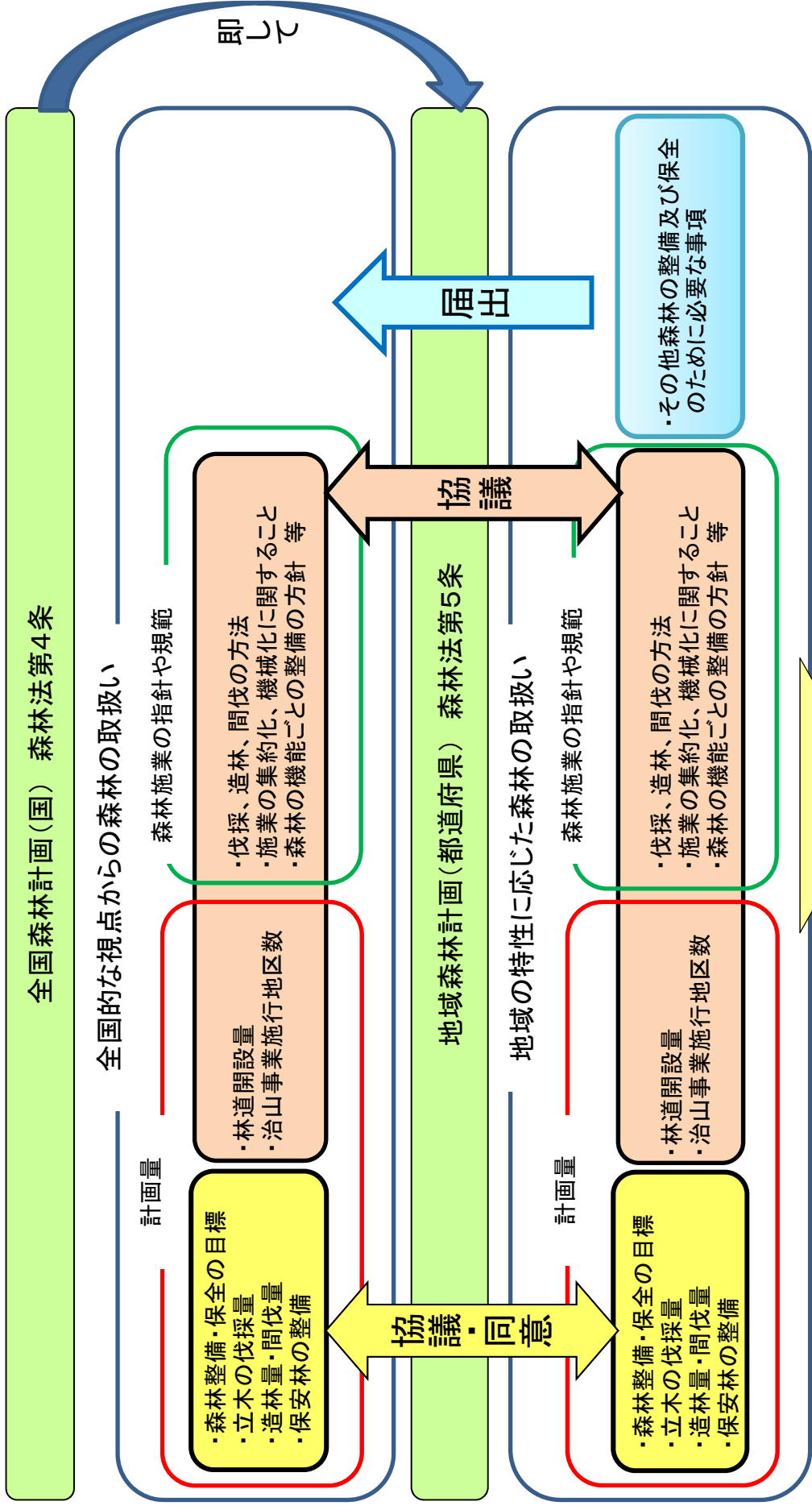
林野庁森林整備部計画課



# 1 森林計画制度の目的と役割

- 森林計画制度は、地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を図るため、国が全国的な視点から全国森林計画において森林の取扱いに係る目標や基本的な考え方を規定し、これに即して、都道府県が地域の実態に応じ地域森林計画において森林の取扱いに係る基準や方法等を具体的に規定するもの
- 森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など、森林の取扱いの根幹に係る計画量について、都道府県が国と協議し国が同意する仕組みにより整合を図り、森林・林業施策の実効性を確保
- また、伐採、造林、間伐の方法等について、都道府県が国と協議する仕組みにより、伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業方法の規律についての全国的な公平性を担保

## 2 地域森林計画策定のスキーム



市町村が策定する市町村森林整備計画、森林所有者等が作成する森林経営計画等を通じて計画の実行を確保

### 3 地域森林計画の国への協議・同意の必要性

#### ①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その1)

- 森林の有する多面的機能の効果は、広域に及ぶとともに、ひとたび失われると回復に長期を要する
- 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、頻発している自然災害への防備、さらに外国資本による森林買収の懸念といった全国的課題がある中で、未然に無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していくことが必要

#### ■ 過去の森林荒廃と現在の森林状況



滋賀県野洲市(明治44(1911)年)

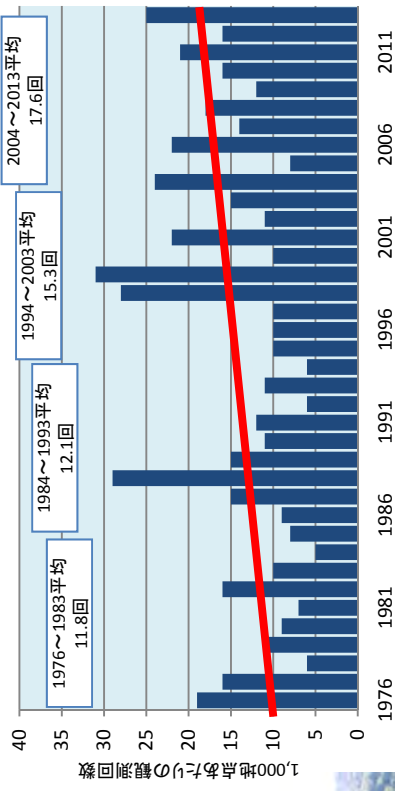
滋賀県野洲市(平成21(2009)年)



計画的な森林の  
整備・保全の成果

#### ■ 山地災害の発生リスクの高まり

1時間降水量80mm以上の発生回数(1000地点当たり)



出典: 気象庁HPデータを基に作成

## ①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その2)

- 全国森林計画では、都道府県の意見を聴いて全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な立木の伐採量や造林量・間伐量等の計画量を定めているところ
- 伐採量と間伐量はおおむね計画量を確保している一方、造林量は計画量を下回っている状況
- 将来にわたって我が国全体の二酸化炭素吸収や林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を確保する上で、適切な伐採及びその跡地への造林を進めることは重要な課題
- このため、森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など森林の取扱いの根幹に係る計画量については、資源計画としての国の全国森林計画との整合性を保つ必要

### ■ 伐採立木材積等の実績

区分		実行率※1
伐採立木材積	主伐	84%
	間伐	103%
人工造林面積		48%
保安林の指定面積※2		94%

※1 実行率は、前全国森林計画(平成21～36年度の計画量の年平均)に対する実績(平成20～23年度実績の年平均)の割合

※2 保安林の指定面積の実行率は、前全国森林計画の計画面積に対する平成23年度末時点の指定面積の割合

### ■ 森林の有する多面的機能の発揮

<b>国土の保全</b> ○土砂災害防止 ○土壌保全	<b>水源のかん養</b> ○洪水緩和 ○水資源貯留 ○水質浄化
<b>生物多様性の保全</b> ○野生動物植物種の生育・生息の場 ○森林生態系の保全	<b>地球温暖化の防止</b> ○二酸化炭素吸収 ○化石燃料代替
<b>林産物の供給</b> ○木材(建築材、燃料材等) ○食料(きのこ、山菜等)	<b>その他</b> ・快適環境形成 ・保健・レクリエーション ・文化

○森林の有する公益的機能の貨幣評価額については年間約70兆円※と試算

※貨幣評価可能な機能は一部にすぎないこと、機能により評価手法が異なることから、単純に合計することは正確ではないが、参考として示したもの

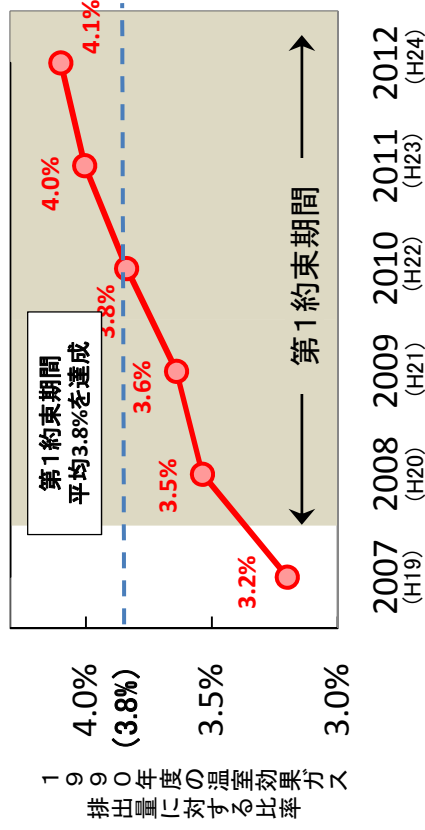
※日本学術会議管轄「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及びひ同関連付属資料(平成13(2001)年11月)



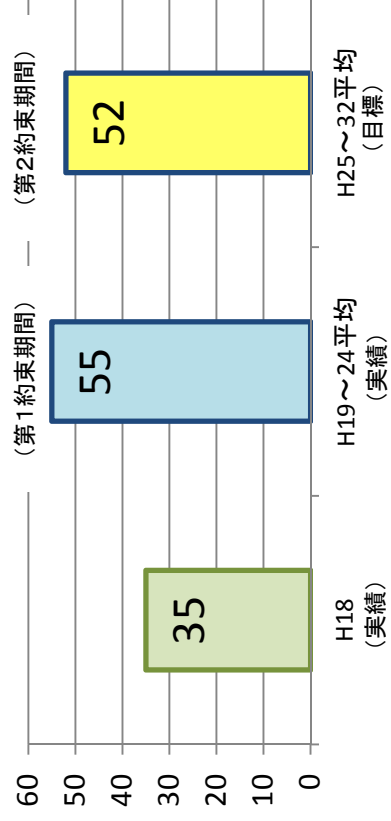
## ② 日本として国際的に表明した森林吸収源対策の着実な実行を確保

- 地球温暖化対策において、温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収源である森林の整備が重要な役割
- 京都議定書第1約束期間(2008～2012年)における我が国の削減約束(1990年比6%減)のうち、3.8%を森林吸収源対策で確保
- 第2約束期間(2013年～2020年)について我が国は、  
  - 2020年の削減目標を2005年度総排出量比で3.8%減とするこ  
と
  - このうち2.8%以上を森林吸収源対策で確保することを表明(平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した第1回隔年報告書に明記)
- この達成のためには、年平均52万haの間伐等の実施が必要

### ■ 京都議定書に基づく森林吸収量の推移



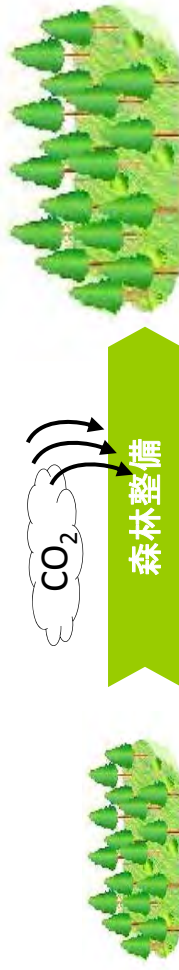
### ■ 間伐面積の推移



### ■ 間伐等による森林吸収量の確保

1990年以降に人為活動(「新規・再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林における吸収量がカウント

→間伐等の森林整備の着実な実行が必要

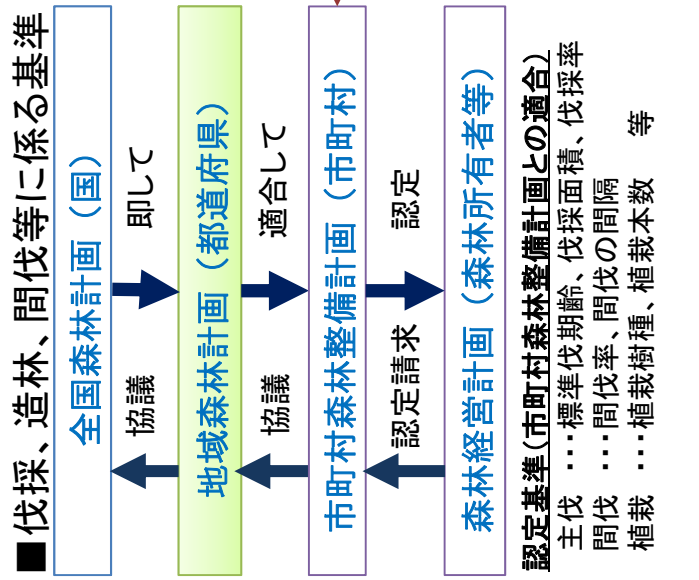


※1: 1990年時点で森林でなかった土地に植林(我が国では対象地はごくわずか)  
 ※2: 1990年以降に行った間伐等の森林整備

### ③全国的な視点からの公平性の確保

○森林の樹種、成長量などは地域ごとに異なるため、伐採、造林、間伐の方法等の具体的な基準については、地域森林計画及び市町村森林整備計画において決定

○これらの基準は、森林所有者等に対する伐採、造林、間伐に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制における特例や各種補助金の要件につながるものであるため、全国的な視点から一定の水準を確保することが必要



■ 大面積の伐採事例 (適合しない場合)



(森林経営計画に認定された場合)  
税制の優遇、各種補助金

(市町村森林整備計画に適合しない場合)  
伐採、造林に係る勧告・命令

## 4 都道府県による地域森林計画の策定・変更の手続き等

森林の現地調査や現地意見交換等の実施

関係機関（森林管理局・市町村等）との事前調整

地域森林計画の案の作成

公告・縦覧（おおむね30日）、関係機関への意見聴取

農林水産大臣との事前調整※

※公告・縦覧と同時実施

標準処理期間は2週間

森林審議会への諮問

農林水産大臣への協議・届出・同意

2週間以内に同意の通知  
ただし事前調整されている場合は直ちに同意の通知

計画の決定・公表

# (参考) 地方分権改革におけるこれまでの議論や改正経緯等

		勧告・措置等の概要	
日付	地方分権の動き		
H20.5.28 H20.12.8 H21.10.7	地方分権推進委員会 第1次～第3次勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との関係について、協議を廃止すべき</li> <li>同意協議を同意を要しない協議にすべき</li> </ul>	
H21.11.9	地方分権推進委員会 第4次勧告	(記載なし)	
H21.12.15	地方分権推進計画(第1次見直し) [閣議決定]	(記載なし)	
H22.6.22	地域主権戦略大綱(第2次見直し) [閣議決定]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画の計画事項である「その他必要な事項」を任意的記載事項化</li> <li>・公告縦覧期間の例示化</li> </ul>	
H23.4.22 森林法改正 (H24.4.1施行)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域森林計画の同意協議事項のうち、「<u>林道開設延長</u>」及び「<u>治山事業施行地区数</u>」を協議に改正</li> <li>○計画事項である「<u>その他必要な事項</u>」については<u>任意的記載事項に改正</u></li> <li>○<u>公告縦覧期間を例示化</u></li> </ul>	
H23.11.29 H25.3.12 H25.6.7	義務付け・枠付けの更なる見直し (第3次・第4次見直し) [閣議決定] ↓ 第3次一括法(H25.9.13施行))	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>地域森林計画に係る都道府県審議会の委員数の上限に係る規定を廃止</u></li> <li>○<u>任意的記載事項を協議事項から届出事項に改正</u></li> <li>○<u>協議の迅速化を図るため事前調整の標準的事務処理期間を設定</u> (長官通知改正(H25.3.29施行))</li> </ul>	

# (参考)

# 多様で健全な森林への誘導

期待する機能、自然条件・立地条件等に応じた管理

H22年時点の状態

育成単層林  
(1,030万ha)

育成複層林  
(100万ha)

天然生林  
(1,380万ha)  
未立木地、竹林等も  
含む

従来の伐期で伐採・更新  
長伐期化  
(従来の2倍程度の伐期で伐採・更新)

複層林化 (針葉樹のモザイク林)

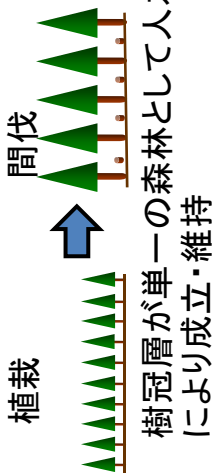
複層林化 (針広混交林化、広葉樹林化)

更新補助 (密生した灌木の除間伐等)

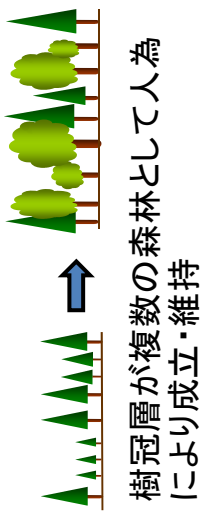
必要に応じて植生の復元を図るなどの  
適切な保全管理

指向する森林の状態  
(100年後)

育成単層林  
(660万ha)



育成複層林  
(680万ha)



天然生林  
(1,170万ha)

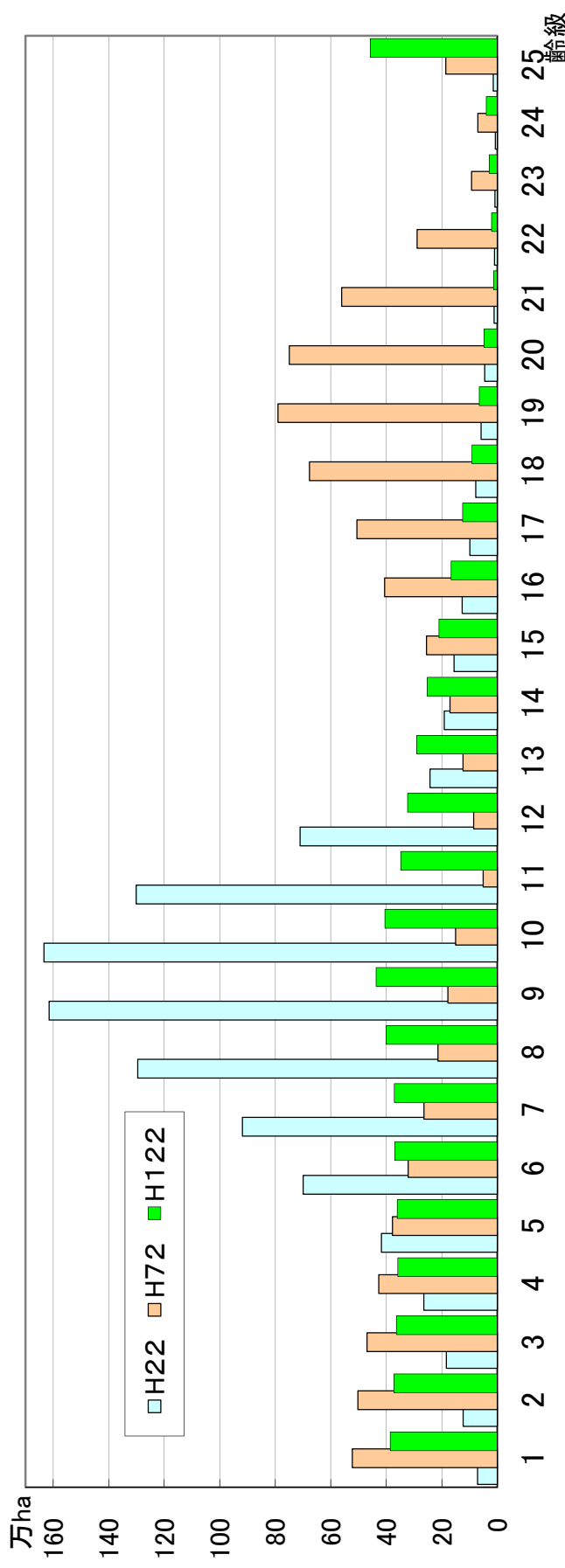


(森林・林業基本計画 (平成23年7月))



## (参考) 将来(50年後・100年後)における齡級構成の推計

- 森林・林業政策においては、森林の生育期間の長期性を踏まえ、収入を目的とした短期的な経済活動だけに委ねるのではなく、長期的・広域的な視点からの取組が必要
- このため、森林計画制度により、国、都道府県、市町村、森林所有者等がたてる各計画の整合性を確保する協議・同意の仕組みが必要



人工林(育成単層林)の齡級構成について、指向する森林の状態である100年後及び途中経過である50年後の齡級構成を一定の条件のもとで試算(森林・林業基本計画関係資料(H23.4.21))

## (参考) 全国森林計画と地域森林計画の関係

### ■ 全国森林計画の策定への都道府県の関わり

- 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。（森林法第4条第8号）

### ■ 全国森林計画と地域森林計画の計画量の調整手続

- 地域森林計画に関する農林水産大臣の同意は、次のとおり行う。
  - (1) 森林の整備及び保全の目標  
森林計画区における森林の構成等に応じ、全国森林計画に定められた森林整備及び保全の目標に係る留意事項を反映したものとされていること。
  - (2) 伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林の整備  
全国森林計画の広域流域ごとの計画量を森林計画区ごとに配分した数量の上下20%の範囲内であること。  
ただし、全国森林計画の樹立後の経済情勢の変動等により、当該範囲を超えて定めることにつき相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

(「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(林野庁長官通知)及び「地域森林計画の樹立及び変更に係る農林水産大臣への協議等について」(林野庁計画課長通知)で規定)

## 放課後児童クラブの補助要件緩和について①

### 提案概要

放課後児童クラブの補助対象の児童数の要件を緩和すべき。

### 基本的な考え方

- 事業の効率性及び安定性の観点から、登録児童数10人以上のクラブを補助対象としている。
- 登録児童数の人数規模別で見ると、9人以下のクラブは全体の3%。

(参考)過去の要望への回答等

・地域再生に関する提案・第7次提案募集関係(平成21年6月)

「クラブの人数要件については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成13年度に国庫補助の人数要件を緩和し、「20人以上」から「10人以上」に引き下げたところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けているところであり、さらなる補助要件の緩和は困難である。」

・規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(平成25年度)

「国庫補助基準を満たさない地方単独事業として実施する小規模学童保育(児童数が10人未満等)については、既に特別交付税の算定対象とされており、財政支援を図っている。」



**放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。**

**小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。**

## 放課後児童クラブの補助要件緩和について②

### 提案概要

放課後児童クラブの障害児受入加算の要件（現行は1クラブあたり）について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

### 基本的な考え方

○ 障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乗せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額（年額）1,639千円（平成26年度予算）

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額：1,000千円（平成26年度予算）

[障害児受入推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設 [障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度 市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域

子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども・

子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。

## 放課後児童クラブの補助要件緩和について③

### 提案概要

長時間開設加算（保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む）について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

### 基本的な考え方

○長時間開設加算 平日6時間を超え、かつ18時を超えて開設するクラブ（長期休暇等は1日8時間を超えて開設するクラブ）に対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算

8時	10時	12時	18時	20時
平日 (200日)	小学校授業	基本分(6時間分)	延長分	延長分
長期休暇等 (50日以上)	延長分	基本分(8時間分)	延長分	延長分
	1時間単価		1時間単価	

○補助基準額

■26年度予算 平日分278千円、長期休暇等分125千円（平均延長時間1時間あたり／年額）

○保育緊急確保事業（平成26年度）

18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。

なお、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。



# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余剰教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))  
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
 ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

## 【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円  
 ※児童育成事業費(特別会計)による補助

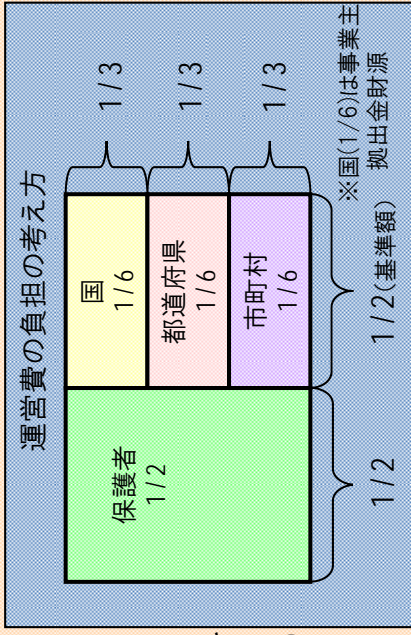
- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)  
 ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。  
 ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。  
 ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)  
 ・学校の余剰教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。
- 整備費

・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。

※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。



○質の改善(地域子ども・子育て支援事業関係)

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置する ための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に 必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所する クラブに非常勤職員1 名の処遇改善に必要な 費用を支援 154億円)
	<input type="checkbox"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	<input type="checkbox"/> 大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□:項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

## 認可外保育施設に係る市町村への権限移譲について

### 提案概要

- ・認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること。

### 基本的な考え方

- 認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。
- 地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

# 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止について

## 提案概要

- ・保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。

## 基本的な考え方

- 保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めるととされているものである。
- なお、認定こども園法第5条第3項において、都道府県知事は、保育の需要の状況に照らし、保育所型認定こども園において保育を必要としない満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより、保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除いて、認定の有効期間を更新しなければならぬことが規定されている。



## 保育所に配置する職員数や居室面積【総論】

### 提案概要

- ・保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和（詳細な考え方はP4参照。）
- ・保育所（認定こども園を含む。）における給食の外部搬入の拡大（詳細な考え方はP5参照。）
- ・保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務づけ・枠付けの見直し

### 基本的な考え方

- 国としては、子どもの健康や安全、発達に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定める必要があると考えており、保育所に配置する職員や居室面積の基準については「従うべき基準」としている。
- 義務づけ・枠付けについては、既に議論が行われ、配置する職員の員数に関する基準や居室の面積に関する基準等については、「従うべき基準」とするという結論が出ており（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定））、その後の特段の事情変更は認められないと考えている。  
 (※) 例えば、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準については「参酌すべき基準」としている。

※地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）（抄）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。



# 地方分権改革（保育所関係）について

## ○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

## ○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）  
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準  
○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 → 衆議院で継続審議 → 第177回通常国会で成立（平成23年5月2日公布）。

## ○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成23年3月11日閣議決定）を、第177回通常国会に提出、成立（平成23年8月30日公布）。

## ○ 義務付け・枠付けの見直し（平成23年11月29日閣議決定）

保育所の情報提供は、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても法的義務が充足される。（児童福祉法第24条5項） ※法改正事項ではない

# 保育所の居室面積の特例の対象範囲について

条件	待機児童数 100人以上 (特定市町村の2倍) 平均地価 三大都市圏平均以上
全国割合	待機児童の34.7% 就学前児童の13.6%
対象市区町村数	40市区町村
	埼玉県 さいたま市、川口市、朝霞市
	千葉県 市川市
	東京都 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
	神奈川県 横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
	京都府 京都市
	大阪府 大阪市
	兵庫県 西宮市

※ 特定市区町村…児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育計画の策定が義務づけられている市区町村

※ 待機児童数は平成24年4月1日時点、平均地価は平成24年1月1日時点

※ 平成25年2月時点で国の基準と異なる基準を定める自治体は東京都と埼玉県と大阪市の3自治体

※ 東京都…年度途中に定員を超えて入所させる場合 2歳未満児 2.5㎡/人

※ 埼玉県…指定地域(特例対象自治体)の保育所について 2歳未満児 2.5㎡/人

※ 大阪市…待機がある地域において、安全性が確認された上で、乳幼児1人あたり、1.65㎡を下回らない範囲で保育の実施ができる。

※ 平成25年4月1日より渋谷区、武蔵野市、小金井市、朝霞市を、平成26年4月1日より目黒区を特例措置の対象として加える。

# 保育所保育士定数への准看護師算入を可能とすることについて

## 【各論】

### 基本的な考え方

- 保育所での保育の実施については、保育士がその専門性を活かして実施することが本来の姿。
- 看護師等を一人に限り保育士とみなすことができることとしている措置については、過去に6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際の当分の間の経過措置として、可能にしたものである。
- したがって、看護師等に代えて他の有資格者を保育士とみなすことは考えていない。

37

### 【参考：特区の経緯】

#### 従 来

乳児6人以上を入所させる保育所の保育士定数について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師1名に限って保育士としてみなすことができる。

#### 特区として対応

- 乳児4人以上6人未満を入所させる保育所の保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能になるよう特区において必要な措置を講ずる。

実施時期：平成22年10月14日より実施

#### 全国的措置として対応

- 全国的措置として対応することとなった(平成26年2月措置)

# 保育所（認定こども園を含む。）における給食の外部搬入の拡大を図ることについて【各論】

## 基本的な考え方

○ 平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」ととされた。

○ したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることや、私立保育所にも拡大することは適切ではなく、今後の評価の結果を踏まえて検討していくことが必要。

## 【参考：特区の経緯】

従 来

○ 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

平成22年5月末現在で、91市町村475施設が特区認定（うち3歳以上児のみ：188施設）

0～5歳	公立	私立
	(特区) 外部搬入可能	自園調理

H22. 6. 1より

○ 満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。

○ 満3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村<sup>※</sup>に限り外部搬入方式を採用することが可能。  
(私立は自園調理)

3～5歳	公立	私立
	特区によらず 外部搬入可能	自園調理
0～2歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

※ 満3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場のみ実施できることとする。

(認定要件)

- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

※2 平成25年3月末現在で、69市町村308施設が特区認定により給食の外部搬入方式を実施している。



# 保育所（認定こども園を含む。）における給食の外部搬入の拡大を図ることについて【参考】

## 評価意見

① 別表1の番号	920
② 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③ 措置区分	省令
④ 特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤ 評価	その他(子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえて、平成28年度に評価を行う)
⑥ ⑤の評価の判断の理由等	<p><b>関係省庁によれば、</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階に応じた給食の対応。特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。</li> <li>・アレルギー児への対応について、3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり保育所で除去したりしている場合が多い。</li> <li>・体調不良児への対応について、3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。</li> <li>・食育への対応について、調理員・栄養士と子どもとの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。</li> <li>・保育所と外部搬入事業者の連携について、学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。</li> </ul> <p><b>このことについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。</li> <li>・発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。</li> <li>・アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。</li> <li>・食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自ら調理して食する機会を設ける等の取組みを実施している保育所が存在する。</li> </ul> <p>ことが確認された。</p> <p>以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドラ</p>

	イン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。
⑦ 今後の対応方針	関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。
⑧ 全国展開の実施内容	—
⑨ 全国展開の実施時期	—

## 自治体へのアンケート調査で判明した課題

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見 平成24年度下半期」(平成25年3月6日 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会)



# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち 「従うべき基準」の見直しについて

## 提案概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める「職員」基準（従うべき基準）について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

## 基本的な考え方

○国としては、児童の安全・安心に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定めると必要があると考え、放課後児童クラブに配置する職員及びその員数については「従うべき基準」としている。

○本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたもの。

- 少子化社会対策会議（平成24年3月2日）の決定を受け、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正（平成24年8月）により規定。
- 放課後児童クラブの設備及び運営については、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされた。

（職員及びその員数については「従うべき基準」と規定。）

- 社会保障審議会における自治体担当者、専門家等による議論を経て、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を平成26年4月30日に策定。



上記の省令を踏まえ、各市町村においては、平成27年4月の施行に向け、条例による基準の策定を進めているところ。現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

## 基準第10条(従うべき基準)

(職員)

- 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。
- 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
  - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたとの
- 4 (略)
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

# 放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## 〈主な基準〉

### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
  - ※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）
  - ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
  - ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上
  - ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

## 放課後児童クラブの基準(従うべき基準)に関する経緯

### 1 子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日 少子化社会対策会議決定)

#### 4 放課後児童クラブ

- 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
- 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する。

### 2 子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正(平成24年8月10日)

- 第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない
- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。



### 3 社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書(平成25年12月25日)

#### 2. 具体的な基準の内容について

##### (1) 従事する者【従うべき基準】

- (略) 放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

○ このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者※であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とすることが適当である。

##### (2) 員数【従うべき基準】

- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。  
(略)
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

※

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設定者が適当と認められた者等